

第3回「生物多様性国家戦略小委員会」での発表意見の概要

平成18年11月20日

(財)日本生態系協会 関健志、青木達

① 自然の保全・再生に向けた国土のグランドデザインの策定（エコロジカル・ネットワークの形成）

- ・平成8年に閣議決定された国土利用計画法に基づく「国土利用計画 全国計画（第3次）」及びそれを基本として策定される各都道府県計画は、生物多様性保全の観点から、おおむね一定の肯定的評価を与えることができる。しかし、土地利用基本計画等を介しての土地利用の実際の場面に於いては、ほとんど生かされていないのが現状である。
- ・ドイツ、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州では、エコロジカル・ネットワークの考えを基に、州レベル、地域レベルで生物多様性保全に向けた計画図を策定し、その内容を、州レベル、地域レベルの国土計画に反映させ、各種土地利用等に際しての当該保全重要地域への保全配慮をシステム化している。
- ・アメリカ、フロリダ州では、ランドサットのデータ等を利用して生物多様性保全に向けた計画図を作成し、こうした地図等を参考に、生物多様性保全上重要だがまだ保護区になっていない土地を、順次取得している。
- ・わが国においても、重要湿地をはじめ日本の生物多様性を保全するうえで厳正に保護すべき地域等を図面表示した「自然の保全・再生に向けた国土のグランドデザイン」（地図）を、関係者の理解を求めつつ、行政実務に実務に使えるスケールで全国整備する必要がある。同地図は、森林計画など国土利用に関する各種計画の策定や、道路など各種施設の計画等の際に、ミティゲーション（回避・低減・代替措置）を効果的に導入するうえでの、また自然の保全・再生に向けた各種施策の大本の指針となるものである。
- ・「自然の保全・再生に向けた国土のグランドデザイン」（地図）をいつまでに全国整備すべきかについては、新しい国土計画体系に基づく全国計画等の策定が、生物多様性保全をベースとしたものとなるよう、具体的な議論が始まる前までに、作業を終えておく必要がある。

② 環境NGOを含めた点検システムの構築

- ・毎年、点検結果及びその元となる点検図表が公表され、そして国民意見の募集が行われている。しかし、今の図表の様式、基本的に行政内部にとどまる点検の様子をこれまで見る限り、「点検」が、国家戦略に基づく政府の各種施策を前に進める契機

となっているかどうか、疑問である。

- ・国家戦略の点検は、「目標・共生・参加・国際的取組」の4つを長期目標とする環境基本計画の点検以上に、「共生」について、かなり具体的に各施策の実施状況を検討したものになっている必要がある。
- ・そのため先ず、各施策において、生物多様性保全を正面から取り組めない場合にはどうか、環境省や環境NGOのどのような支援を期待するか、などについて記入できる点検表を作成する必要がある。
- ・次に、海洋から奥山まで様々なフィールドで活動し、新規施策を含め関係省庁の施策について進んでいる様々な環境NGOが、関係省庁が記入した上記点検表を検討し、施策の課題点等を明らかにする。
- ・最後に、環境NGOから集められた情報を分かりやすく整理し、その資料をも用いながら、行政、生物多様性の保全に関連する様々な分野の専門家、環境NGO等からなる第3者機関において、建設的な意見交換を行う。
- ・環境NGOを点検システムに含めることで、「点検」において、国家戦略に基づく各種施策の実施状況を、よりきめ細かくチェックすることが期待できる。

- ① 自然の保全・再生に向けた国土全体のグランドデザインの
策定（エコロジカル・ネットワークの形成）
- ② 環境NGOを含めた点検システムの構築

平成19年11月28日

（注）日本生態系協会 環境誌、青木道

シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州における 国土計画とエコロジカル・ネットワーク計画との関係

国土計画制度	生物多様性計画 国土計画制度との関係	環境政策制度	生物多様性計画 国土計画制度との関係	保護制度（点検） 国土計画制度との関係
都市レベル				
都市計画 面積：100,000	都市計画 面積：100,000	都市計画 面積：100,000	都市計画 面積：100,000	都市計画 面積：100,000
郡レベル				
郡計画 面積：100,000	郡計画 面積：100,000	郡計画 面積：100,000	郡計画 面積：100,000	郡計画 面積：100,000
州レベル				
州計画 面積：100,000	州計画 面積：100,000	州計画 面積：100,000	州計画 面積：100,000	州計画 面積：100,000

生物多様性保全のために
州レベルで重要な地域

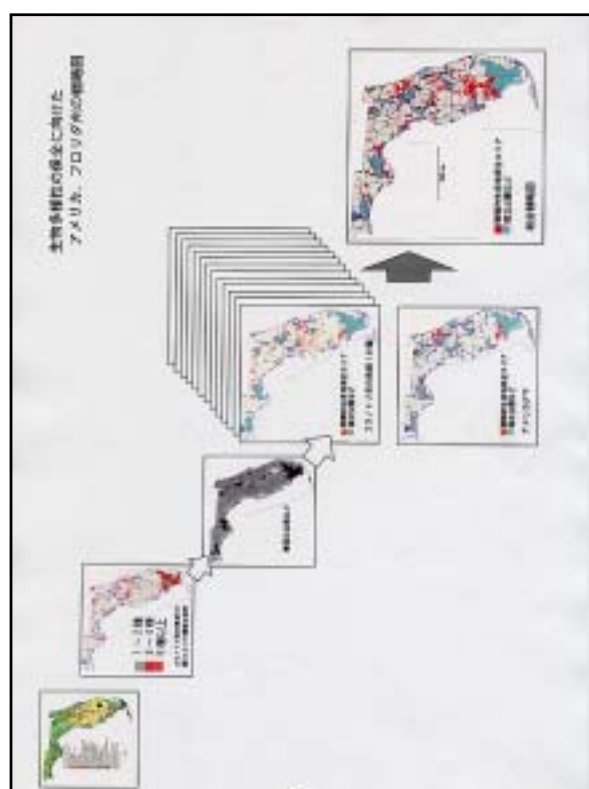
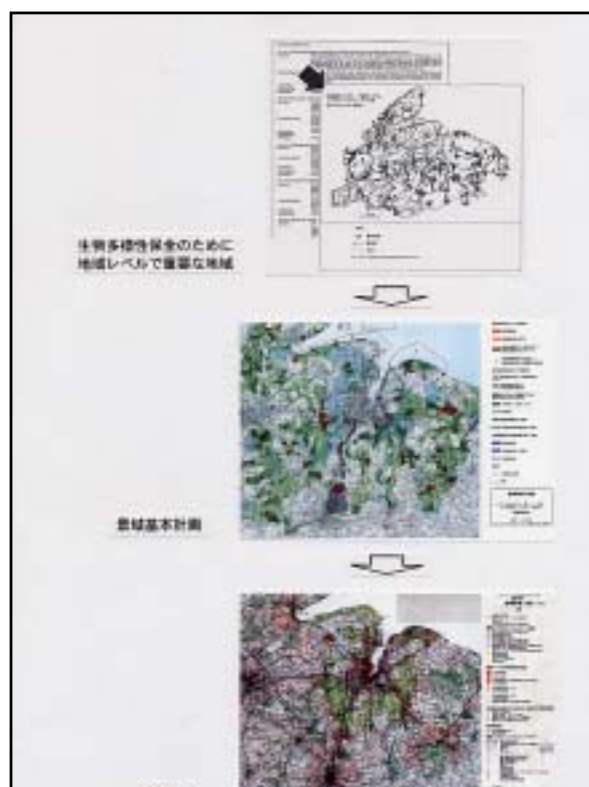


景観プログラム



州国土整備計画





[illegible]

「埼玉県環境基本計画」の個票の様式(一部)

様式第1号（資料評価）

障害配慮性基状況評価表（事業別）

事業名 _____ 期 _____ 年度 _____

事業の種類		事業名	
事業の種類		実施機関	
計画年度		期 間	

事業の概要：

上記の事業については、埼玉県福祉配慮方針（埼玉県障害者生活支援計画）に基づいて福祉配慮に努めました。

この事業に関して、検討及び実施した福祉配慮の内容は別表－１及び別表－２のとおりであり、その福祉配慮の推進状況に対する評価の取組は、次のとおりです。

総合評価

【記入方法】

下記の表－１、２の取組から組合せを選択し、表の○印以上の評価を記入する。

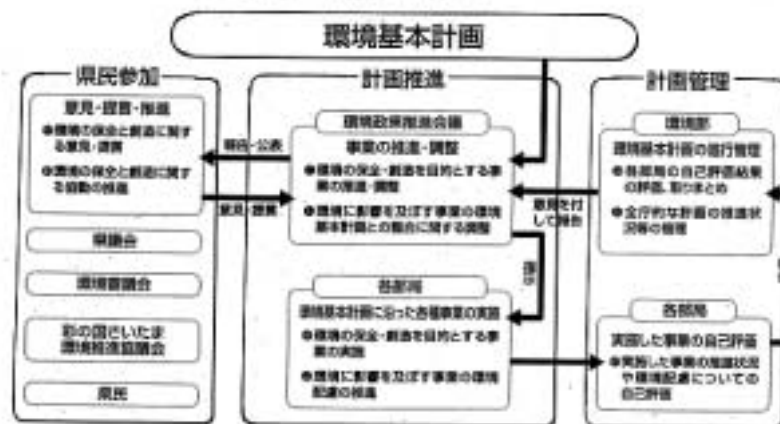
Ａ：「取組」の取組の内容は十分満足できる程度であった。

Ｂ：「取組」の取組の内容は満足できる程度であった。

Ｃ：「取組」の取組の内容は適当のレベルであった。

		(2/4)							
		基 地 部		配 置 行 程					
基本方針		自然環境	伝統文化	産業振興	生活環境	防災・安全	観光・交流	施設整備	環境整備
基本方針 ① そのほかで うるものある周辺の活用									
基本的地産事項①									
地域の健全な生態系の維持に配慮する。									
調 査 項	① 多岐にわたる「ゾナ」の区分等により希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	② ビオトープ制度などにより野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 植物の繁殖期間の確保、ユーザードキア等を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 貴重樹の移植などにより野生生物の生息・生育空間を確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 内海・内湖・土留の適切な利用に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 工事計画段階の環境調査を実施。	○	○	○	○	○	○	○	○
⑦ 必要最小限の工事を検討する。		○	○	○	○	○	○	○	○
基本的地産事項②									
良好な景観地帯その他の地域、伝統的景観資源、歴史的景観等の保全に配慮する。									
調 査 項	① 緑地計画と連携したデザインの検討を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 伝統的景観・景観の整備・ランドスケープについて検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 地上の景観・景観を調べる。	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 自然環境の保全と調和した景観整備の検討を調べる。	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 景観計画の策定をいっしょに、景観整備計画、計画を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥ 景観、景観計画、景観、景観整備の検討を調べる。									
⑦ 文化財指定区域については景観に努めるとともに、景観と自然環境の保全とに配慮した景観整備を行う。									
基本的地産事項③									
自然環境を保護し、内海の景観となる地域をつつと景観に配慮する。									
調 査 項	① 景観計画の策定を調べる。	○	○	○	○	○	○	○	○

「埼玉県環境基本計画」の点検システム



「埼玉県環境基本計画」の点検結果（平成 11 年度）

(1) 平成11年度・公共事業自己評価事業一覧

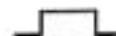
番号	事業名	担当部局	実施時期・内容	事業費 （百万円）	事業効果 （ポイント）	評価 （5段階）	備考
1	市町村の整備						
2	道路の整備						
3	一般国道122号	土木部	設計費	34	9	84.3%	A
4	一般国道299号	土木部	施工費	13	8	84.3%	A
5	一般国道47号	土木部	施工費	14	9	84.3%	A
6	一般国道47号	土木部	設計費	14	9	84.3%	A
7	埼玉県道1号	土木部	施工費	2	2	80.0%	A
8	埼玉県道1号	土木部	施工費	1	1	80.0%	A
9	埼玉県道1号	土木部	施工費	2	2	80.0%	A
10	埼玉県道1号	土木部	施工費	4	4	80.0%	A
11	埼玉県道1号	土木部	施工費	4	4	80.0%	A
12	埼玉県道1号	土木部	施工費	2	2	80.0%	A
13	埼玉県道1号	土木部	施工費	10	10	87.5%	AA
14	埼玉県道1号	土木部	施工費	4	3	75.0%	AA
15	埼玉県道1号	土木部	施工費	11	9	81.8%	AA
16	埼玉県道1号	土木部	設計費	29	22	75.9%	AA
17	埼玉県道1号	土木部	施工費	14	12	85.7%	AA
18	埼玉県道1号	土木部	施工費	3	3	100.0%	AA
19	埼玉県道1号	土木部	施工費	4	3	75.0%	AA
20	埼玉県道1号	土木部	施工費	3	3	100.0%	AA
21	埼玉県道1号	土木部	施工費	4	4	100.0%	AA
22	埼玉県道1号	土木部	施工費	6	6	100.0%	AA
23	埼玉県道1号	土木部	施工費	6	6	100.0%	AA
24	埼玉県道1号	土木部	施工費	6	6	100.0%	AA
25	埼玉県道1号	土木部	施工費	12	12	100.0%	AA
26	埼玉県道1号	土木部	施工費	7	6	85.7%	AA
27	埼玉県道1号	土木部	設計費	11	9	81.8%	AA
28	埼玉県道1号	土木部	設計費	12	10	83.3%	AA
29	埼玉県道1号	土木部	設計費	9	8	88.9%	AA
30	合計			227	194	85.4%	
31	河川・ダム等の整備						
32	河川（荒川）	土木部	設計費	20	17	85.0%	AA
33	河川（荒川）	土木部	施工費	10	10	100.0%	AA
34	河川（荒川）	土木部	施工費	20	21	105.0%	AA
35	河川（荒川）	土木部	施工費	29	30	103.4%	AA
36	河川（荒川）	土木部	設計費	23	17	73.9%	AA
37	河川（荒川）	土木部	設計費	19	16	84.2%	AA

「環境基本計画」の点検方法

旧環境基本計画（平成 6 年 12 月 16 日閣議決定）

第 5 節 計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も踏きつつ、環境基本計画に基づく施策の進捗状況等を点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。内外の経済社会の変化に柔軟かつ適切に対応して、環境基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とする。



新環境基本計画（平成 12 年 12 月 22 日閣議決定）

第 5 節 計画の進捗状況の点検及び計画の見直し

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も踏きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告します。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施します。関係府省の点検が、施策の環境改善効果に関する分析、評価を可能な限り含めて実施できるよう、政府は、適切な点検手法の開発を促します。中央環境審議会の点検結果については、毎年国

会に対して行うものとされている年次報告などに反映するとともに、環境保全経費の算入も方針の調整に反映します。

内外の社会経済の変化に柔軟かつ適切に対応して、環境基本計画の見直しを行うこととし、見直しの時期は、5年後程度を目途とします。

[illegible]

エ 高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が減少した地域については、自然の創出と量的確保を図る。この場合、生物の多様性を確保する観点から、生態系のネットワーク化に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。

国土審議会基本政策部会

中間報告素案

「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」

平成13年10月29日

国土審議会基本政策部会

第Ⅰ部 国土の将来展望と国土計画の新たな課題 2

第Ⅱ部 国土計画体系の改革 17

1. 国土計画の改革のねらい 17

(1) 国土計画の新たな役割：良好な国土の継承への総合的国土管理指針 17

(2) 地方分権の推進 17

(3) 指針性の充実 18

国土計画の関係主体への指針性を向上するために、国土計画を目標管理型の制度とし、国土計画のマネジメントサイクル²⁵の確立に向けて、計画の策定、推進、評価の各段階での改善を進める。

2. 国土計画のマネジメントサイクル 19

(1) 計画内容 19

(2) 計画策定手続 21

(3) 計画評価 21

(4) 国土のモニタリング、情報の収集・分析と共有・公開 22

(5) 分野別長期計画や各主体による施策実施等への反映 23

3. 広域計画のあり方 23

(1) 広域ブロック計画の課題 23

(2) マネジメントサイクルの導入 25

(3) 策定主体 25

(4) 計画圏域 26

(5) 課題に応じた自発的な連携による広域計画 26

② 広域計画の総合性・具体性を向上するための図面の作成、公表

国土づくりの具体化を担う広域ブロック計画は、計画の総合性・具体性を高めていく必要がある。また、計画策定への多様な主体の参加を制度化することを視野に入ると、地域住民等に対して計画内容を分かりやすく提示していくことが必要となる。こうした計画の総合性や具体性を確保する観点から、地域づくりの意図や戦略を示す図面を作成し、公表する。

なお、図面化に際しては、例えば首都圏における国際交流機能の向上など、重要テーマに沿って戦略的な施策・事業を一体性をもって示す。

4. 土地利用に関する計画制度 27

(1) 基本認識 27

(2) 新たな国土計画（全国計画）における土地利用の指針 28

① 現行制度およびその課題

国土利用計画（全国計画）は、国土利用のあるべき姿を、主として土地利用の方に着目しつつ、(i) 総合的かつ長期的な国土利用に関する構想、(ii) の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標、及び(iii) これを達成するための措置の概要を示すことにより、国の行政部局や地方公共団体等に対する指針としての役割を担ってきた²⁸。

国土利用計画（全国計画）は、国の行政部局や公共団体への指針という性格が強い反面、国民への分かりやすさが十分ではなかったと認められ、認識度が低いとの指摘もある。

② 検討の方向

イ) ビジョンの図による提示

現行の国土利用計画（全国計画）では、(i) 安全で安心できる国土利用、自然と共生する持続可能な国土利用、(ii) 美しくゆとりある国土利用、と基本とすべき観点を提示するとともに、地域類型別（都市、農山漁村、自然地域）及び利用区分別（農用地、森林等）に、それぞれ基本方向を提示している。

こうした基本方針を国民にわかりやすく示す観点から、従来の文章によるに加えて、例えば、保全すべき自然など、そのあり様を概略的な図で示す。

(3) 地方公共団体の土地利用に関する計画 29

1) 都道府県の土地利用に関する計画

② 検討の方向

都道府県の土地利用に関する計画の即地性を充実するため、国土利用計画計画事項を拡充して土地利用に関する詳細かつ具体的な基本構想を示すとともに、土地利用基本計画との連携を強化することにより、両者がより密接に運ばれるような制度のあり方を検討する。

また、土地利用基本計画は、個別規制法に基づく諸計画の総合調整を担うものとして重要であり、都道府県の計画として引き続き活用するとともに、Iの推進状況等を踏まえ、土地利用基本計画図の電子化等を推進し、行政各担部局の的確な活用に必要なのみならず、土地の利用者に対してもアクセスしやすい開かれたものとするよう検討する。

2) 市町村の土地利用に関する計画

② 検討の方向

市町村の土地利用に関する計画の即地性を充実するため、国土利用計画の計画事項を拡充して土地利用に関する詳細かつ具体的な基本構想を示すとともに、その際には地区単位等に分割してよりきめ細やかに示すよう検討を進める。また、「土地利用のあるべき姿」がより明確になるよう、図面により示すこと含めて検討する。